

[事案 30-78] 契約無効請求

・平成 31 年 2 月 26 日 和解成立

※本事案の申立人は、[事案 30-75]、[事案 30-76]および[事案 30-77]の申立人の配偶者である。

<事案の概要>

募集人の意向把握義務違反等を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 29 年 3 月に乗合代理店を介して契約した特定疾病保障定期保険について、以下の理由により、契約を取り消して、既払込保険料を返金してほしい。

- (1) 意向は貯蓄であり、保障は希望していなかったのに、意向確認書には、死亡時の保障とがんや特定疾病の保障に丸印が付けられている一方、貯蓄には丸印が付けられておらず、意向把握義務に違反している。
- (2) 資産運用を目的とした商品は他の保険会社にもあるのに、募集人が契約時に本契約の提案しか行わなかったことは情報提供義務に違反している。
- (3) 本契約への加入は、保険料の支払いを継続できることが前提であったのに、途中で保険料の支払いを継続できなくなったのは、支払余力を検討する材料になった代理店作成のライフプランが正確ではなかったからである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、資産運用という申立人の意向を把握し、本契約に関する情報を提供している。
- (2) 申立人は、自らの家計状況を把握したうえで、契約を申し込むことが可能であった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の説明状況等を把握するため、申立人夫婦および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の意向把握義務違反や情報提供義務違反等は認められないが、諸事情を踏まえ、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。